

兵庫県公報

平成30年9月18日 火曜日 第 3038 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者 居住支援法人の指定（住宅政策課）	1
○ 道路の位置指定（建築指導課）	2
公 告	
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の縦覧 （砂防課）	2
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の縦覧（同）	3
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の 縦覧（同）	4
警察本部公告	
○ 入札公告	7

告 示

兵庫県告示第821号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成30年9月5日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成30年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	宮の奥池地区	平成30年9月18日から 同 年10月9日まで	宍粟市役所
同 上	湯塚池地区	同 上	同 上

兵庫県告示第822号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、支援法人を次のとおり指定した。

平成30年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三

住宅確保要配慮者居住支援法人

名称	住所	事務所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人大 東ネットワーク事業団	大阪市西区北堀江3丁目 5番2号 和田ビル2階	大阪市西区北堀江3丁目 5番2号 和田ビル2階 神戸市東灘区甲南町4丁 目6番10号 尼崎市東難波町3丁目20 番27号 同 市西立花町4丁目5 番41号 西宮市鳴尾町2丁目24番 11号 同 市上田西町1番11号	平成30年8月31日



兵庫県告示第823号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

平成30年9月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H30中播位置 0002号	30.9.4	揖保郡太子町鵜字前田515番5の一部	6.00	28.32

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年9月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
護持(4) (102030235)	姫路市夢前町護持（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
塚本(2) (102030236)	姫路市夢前町菅生潤（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
東荒木(2) (102030237)	姫路市夢前町菅生潤（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊

東荒木(3) (102030238)	姫路市夢前町菅生潤 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
-----------------------	---------------------	---------

(別図1から別図4までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年9月26日(水)から同年10月10日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所並びに姫路市役所危機管理室及び夢前事務所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課

〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

(3) 提出期限

平成30年10月10日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年12月10日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成23年兵庫県告示第212号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

塚本Ⅰ(102030029)の項中別図29、護持(2)Ⅰ(102030032)の項中別図32、町村(2)Ⅱ(102030045)の項中別図45、町村Ⅲ(102030059)の項中別図59、大谷川上谷Ⅰ(202030019)の項中別図95、先村川上谷Ⅱ(202030053)の項中別図129を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成30年9月26日(水)から同年10月10日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所並びに姫路市役所危機管理室及び夢前事務所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課

〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

(3) 提出期限

平成30年10月10日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年12月10日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年9月18日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
奥護持(1)Ⅰ (102030003)	姫路市夢前町護持 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
奥護持(2)Ⅰ (102030004)	姫路市夢前町護持 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
宗安(1)Ⅰ (102030005)	姫路市夢前町護持 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
新在家(1)Ⅰ (102030007)	姫路市夢前町書写 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
中岡Ⅰ (102030008)	姫路市夢前町寺 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
井ノ口(1)Ⅰ (102030010)	姫路市夢前町糸田 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
糸田(1)Ⅰ (102030011)	姫路市夢前町糸田 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
糸田(2)Ⅰ (102030012)	姫路市夢前町糸田 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
中村(1)Ⅰ (102030013)	姫路市夢前町宮置 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
新畑(1)Ⅰ (102030016)	姫路市夢前町置本 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
山富(1)Ⅰ (102030018)	姫路市夢前町山富 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
玉田Ⅰ (102030019)	姫路市夢前町玉田 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
塩田(1)Ⅰ (102030020)	姫路市夢前町塩田 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
塩田(2)Ⅰ (102030021)	姫路市夢前町塩田 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
中村(2)Ⅰ (102030024)	姫路市夢前町宮置 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり

置本東Ⅰ (102030025)	姫路市夢前町置本 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
小坪Ⅰ (102030028)	姫路市夢前町寺 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
塚本Ⅰ (102030029)	姫路市夢前町塚本 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
宗安(2)Ⅰ (102030030)	姫路市夢前町護持 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
護持(1)Ⅰ (102030031)	姫路市夢前町護持 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
護持(2)Ⅰ (102030032)	姫路市夢前町護持 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
東荒木Ⅰ (102030033)	姫路市夢前町菅生澗 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
澗Ⅰ (102030034)	姫路市夢前町菅生澗 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
菅生小山(2)Ⅰ (102030036)	姫路市夢前町菅生澗 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
菅生小山(3)Ⅰ (102030037)	姫路市夢前町菅生澗 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
菅生小山(4)Ⅰ (102030038)	姫路市夢前町菅生澗 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
塩田Ⅱ (102030041)	姫路市夢前町塩田 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
井ノ口Ⅱ (102030042)	姫路市夢前町糸田 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
糸田Ⅱ (102030043)	姫路市夢前町糸田 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
町村(1)Ⅱ (102030044)	姫路市夢前町宮置 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
町村(2)Ⅱ (102030045)	姫路市夢前町宮置 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
中村Ⅱ (102030046)	姫路市夢前町宮置 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
大坪(2)Ⅱ (102030049)	姫路市夢前町寺 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
小坪(1)Ⅱ (102030050)	姫路市夢前町寺 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
護持(1)Ⅱ (102030054)	姫路市夢前町護持 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり

護持(2)Ⅱ (102030055)	姫路市夢前町護持 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
又坂(1)Ⅲ (102030057)	姫路市夢前町又坂 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
町村Ⅲ (102030059)	姫路市夢前町宮置 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
玉田Ⅲ (102030061)	姫路市夢前町玉田 (別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
大坪(1)Ⅲ (102030062)	姫路市夢前町寺 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
大坪(2)Ⅲ (102030063)	姫路市夢前町寺 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
小坪Ⅲ (102030065)	姫路市夢前町寺 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
寺Ⅲ (102030066)	姫路市夢前町寺 (別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
御門Ⅲ (102030067)	姫路市夢前町寺 (別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
大村Ⅲ (102030068)	姫路市夢前町菅生澗 (別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
鯉尾(1)Ⅲ (102030069)	姫路市夢前町寺 (別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
鯉尾(2)Ⅲ (102030070)	姫路市夢前町寺 (別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
芦田Ⅲ (102030073)	姫路市夢前町護持 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
完元Ⅲ (102030074)	姫路市夢前町菅生澗 (別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
護持(4) (102030235)	姫路市夢前町護持 (別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
東荒木(2) (102030237)	姫路市夢前町菅生澗 (別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
東荒木(3) (102030238)	姫路市夢前町菅生澗 (別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
古瀬畑川Ⅰ (202030001)	姫路市夢前町古瀬畑 (別図53のとおり)	土石流	別図53のとおり
糸田上谷Ⅰ (202030008)	姫路市夢前町糸田 (別図54のとおり)	土石流	別図54のとおり
糸田川南谷Ⅰ (202030010)	姫路市夢前町糸田 (別図55のとおり)	土石流	別図55のとおり

糸田下谷Ⅰ (202030012)	姫路市夢前町糸田 (別図56のとおり)	土石流	別図56のとおり
大谷川上谷Ⅰ (202030019)	姫路市夢前町護持 (別図57のとおり)	土石流	別図57のとおり
大谷川下谷Ⅰ (202030021)	姫路市夢前町護持 (別図58のとおり)	土石流	別図58のとおり
別車川上谷Ⅰ (202030029)	姫路市夢前町菅生潤 (別図59のとおり)	土石流	別図59のとおり
先村川下谷Ⅰ (202030032)	姫路市夢前町宮置 (別図60のとおり)	土石流	別図60のとおり
宮置上谷Ⅰ (202030034)	姫路市夢前町宮置 (別図61のとおり)	土石流	別図61のとおり
山富谷Ⅰ (202030040)	姫路市夢前町書写 (別図62のとおり)	土石流	別図62のとおり
寺谷Ⅱ (202030052)	姫路市夢前町寺 (別図63のとおり)	土石流	別図63のとおり
先村川上谷Ⅱ (202030053)	姫路市夢前町宮置 (別図64のとおり)	土石流	別図64のとおり

(別図1から別図64までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年9月26日(水)から同年10月10日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所並びに姫路市役所危機管理室及び夢前事務所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課

〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

(3) 提出期限

平成30年10月10日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年12月10日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

警 察 本 部 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年9月18日

契約担当者

兵庫県警察本部長 西 川 直 哉

1 調達内容

(1) 件名

OA用端末装置等994式賃貸借

(2) 契約期間